

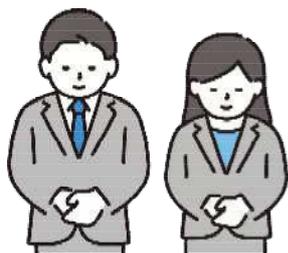
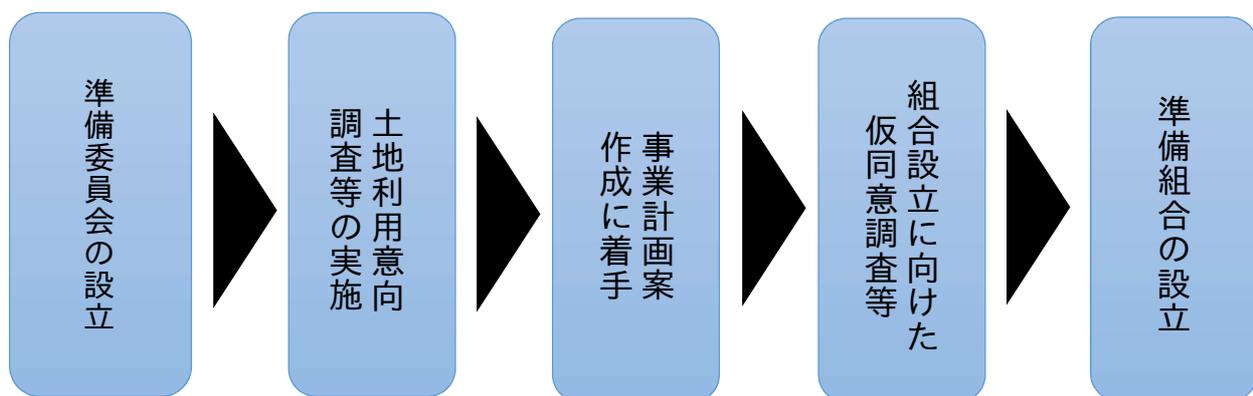
まちづくり研究会だより 最終号

麻溝台・新磯野北部地区まちづくり研究会を解散し 準備委員会が設立されます

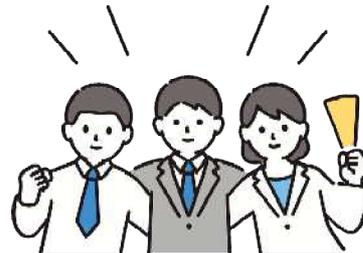
昨年度に将来的な土地区画整理組合の業務代行者となることを前提とした事業検討パートナー候補者を募集し、グッドマンジャパングループの事業提案（事業化方策案）を採用したことや、令和5年度から6年度にかけて「麻溝台・新磯野北部地区まちづくり事業の推進に係るアンケート」を実施し、みなさまから3分の2以上の賛同が得られ、研究会の設立目的を達成したことから、令和6年7月22日に開催した役員会において当研究会の解散を決定しました。これまで麻溝台・新磯野北部地区まちづくり研究会の取り組みにご協力いただきありがとうございました。

今後、準備委員会が設立され、土地区画整理事業の早期実現に向けて引き続き取り組むこととなります。準備委員会の詳細については後日ご案内がありますので、今しばらくお待ちください。

準備委員会設立後の流れ



ご協力いただき
ありがとうございました。



第37回役員会を開催しました

議題1 まちづくり研究会の解散について

議題2 準備委員会の設立に向けた対応について



麻溝台・新磯野北部地区まちづくり研究会役員会を令和6年7月22日に開催しました。麻溝台・新磯野北部地区まちづくり研究会の設立目的を達成したことを踏まえ、研究会を解散すること、準備委員会発起人会を開催し、準備委員会設立などについて協議を行いました。

🔔 事務局からのお知らせ 🔔



廃棄物の不法投棄に巻き込まれないために



土地区画整理事業の実現に向けた取り組みが本格化することにより、廃棄物の不法投棄に巻き込まれる可能性が高まります。

「土地を高く売るために、使っていない土地を整地してあげるので貸してほしい」などと提案され、第三者へ土地を貸したことにより、廃棄物が放置されたまま連絡が取れなくなるといった事例が発生しています。この場合、土地を所有・管理している方の責任で廃棄物の処分を行わなければならないことがありますので、特に注意する必要があります。

不法投棄は犯罪です。「不法投棄が行われている・しようとしている、不法投棄をして逃げていった」このような場合は、すぐに警察へ通報してください。警察へは、場所・時間、投棄物、車両ナンバー及び犯人の顔や身体の特徴などを通報してください。

その他の不法投棄物などの情報は、神奈川県警察の所轄警察署又は市廃棄物指導課等にご連絡ください。

神奈川県
警察署一覧



不法投棄のチラシ
(市ホームページ)



「重要土地ウェブ地図」の公開について

まちづくり研究会だより第26号でお知らせしました、重要土地等調査法に基づく特別注視区域について、内閣府ホームページにて、「重要土地ウェブ地図」が公開されました。

内閣府ホームページからアクセスできるウェブ地図上に区域範囲を示し、区域名称（ラベル）の掲載や、表示範囲の移動・拡大・縮小などの操作を通じて、より簡便に注視区域等の範囲を閲覧・確認できます。また、民間サービスを利用した住所検索機能を参考として備えており、区域の検索を効率的に行えます。

内閣府
ホームページ



麻溝台・新磯野まちづくり課職員の人事異動について

令和6年8月1日付けの人事異動により、岡田亮平主査、村上義朗主査、佐藤裕司主任が転入されました。また、齋藤竜太主査、藤井忍主査、松岡健志朗主任が転出されました。

本たよりは、令和6年4月時点の登記事項証明書を基に発送しております。
相続や売買等で所有者が変更となった場合や転居等により住所が変更となった場合、準備委員会から連絡先についてのご案内があるまでは、市にご一報ください。

北部地区まちづくり研究会だよりのバックナンバーや南部地区まちづくり研究会だよりは、市のホームページでご覧いただけます。 (スマートフォン) 右下のQRコード読み取り
(パソコン) ホームページ番号検索「1017752」



相模原市 都市建設局 麻溝台・新磯野まちづくり課
TEL: 042-769-1393 FAX: 042-754-8490
E-mail: aa-machi@city.sagamihara.kanagawa.jp



～ 新しいまち × あったらしいまち = A & A ～